

第16回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議

- 1 開催日時：令和2年5月15日（金）8：40～8：55
- 2 開催場所：三重県庁3階 プレゼンテーションルーム
- 3 出席者：鈴木知事、稲垣副知事、廣田副知事、服部危機管理統括監、日沖防災対策部長、福永戦略企画部長、紀平総務部長、加太医療保健部長、大橋子ども・福祉部長、岡村環境生活部長、安井廃棄物対策局長、大西地域連携部長、辻国体・全国障害者スポーツ大会局長、横田南部地域活性化局長、前田農林水産部長、野呂雇用経済部副部長、河口観光局長、水野県土整備部長、真弓県土整備部理事、森会計管理者兼出納局長、木平教育長、喜多企業庁長、加藤病院事業庁長、岡警察本部長、高間四日市港管理組合経営企画部長、四日市市危機管理監、事務局
- 4 議事内容：以下のとおり

議題1 「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』～命と健康を守るために～」について

（服部危機管理統括監）

- ・これより「第16回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議」を始める。
- ・事項1「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』～命と健康を守るために～」について、総括部から説明をお願いします。
（清水防災対策部副部長）資料に沿って説明
- ・5月5日に三重県緊急事態措置 ver. 2を公表し、一部施設への休業要請の延長などをお願いしてきたところであるが、昨日に緊急事態宣言の対象区域見直しがあり、本県が対象区域から外れたことから三重県緊急事態措置 ver. 2は昨日をもって解除することになった。
- ・しかし、依然として8都道府県が特定警戒都道府県に指定されている状況にあり、引き続き感染拡大に留意する必要があることから基本的対処方針等を踏まえ、緊急事態措置 ver. 2に代わる本県の考え方や取組を示したものが本指針である。
- ・指針の実施期間は、本日の本部員会議で承認いただいた後から緊急事態宣言がすべての都道府県で解除されるまでの当面の間としている。
- ・以降、具体的な内容について説明する。
- ・新しい生活様式を取り入れた感染防止対策の徹底について、感染防止対策の基

本的な考え方において、まずは感染予防を行った上で、ウイルスを持ち込まないこと広げないことや、3つの密の回避、人と人との距離の確保、咳エチケットや手洗い等が必要であることを述べ、新しい生活様式と10のポイントを取り入れ、感染症に強い生活をして実践していただくことを呼びかけている。

- この詳細については、参考資料を添付しており、そちらをご覧ください。
- 移動に関する感染防止対策については、県民の皆様に対し、特定警戒都道府県への移動は生活の維持に必要な場合を除き避けていただくこととし、特に週末の観光を目的とした移動は避けるようお願いしている。また、それ以外の県への移動についても、その県の直近の感染状況や移動に関する方針にご留意いただくとともに、不要不急ではないか、よくご検討いただいた上で、感染防止の観点から控えていただくことをお願いしている。
- 県内の移動について自粛の要請はしていないが、クラスターが発生している場所や3つの密が発生する場所への移動は控えていただくことや、海外の渡航についても控えていただくことをお願いしている。
- 特定警戒都道府県にお住まいの方には、生活に必要な場合を除き、三重県への移動自粛の協力をお願いする。
- それ以外の他県の方においても、お住まいの県の移動に関する方針にご留意いただくとともに、不要不急ではないかご検討いただいた上で感染予防の観点から控えていただくようお願いする。
- 事実に基づく冷静な対応では、感染された方やそのご家族、所属する企業・団体に対して人権侵害や誹謗中傷を行わないようお願いするとともに、仕事や通院などやむを得ない事情により県内にいらっしゃる方や医療従事者、日本在住の外国人の方々に対する差別も行わないよう引き続きお願いする。
- イベント開催の考え方については、全国的で大規模な催物の開催について、十分な感染防止対策や参加者の特定ができないイベントは中止または延期をお願いする。
- なお、屋内であれば100人以下で収容定員の半分以下、屋外であれば200名以下で人と人との距離を十分確保できることをイベント開催の目安としている。
- 特定警戒都道府県にお住まいの方については、本県で開催されるイベントへの参加自粛の協力をお願いする。
- それ以外の他県にお住まいの方々については、当該県の移動に関する方針にご留意いただくとともに、参加の再検討をお願いする。
- 医療体制については、関係団体と緊密な連携の上、検査体制や入院医療提供体制の充実、医療従事者の確保など、医療提供体制の整備を引き続き進めていく。
- 県立学校につきましては後程教育長から説明がある。

- ・感染防止対策と社会経済活動維持の両立について、県内事業者の皆様には、社内における3つの密の回避やソーシャルディスタンスの確保などの感染防止対策について協力をお願いします。
- ・休業要請を行わないが、感染防止対策の徹底に際し、ガイドライン等を作成し、ホームページへの公開や店舗内掲示で内外に向けて周知するなど、事業者の皆様には感染防止対策を自主的、積極的に進めていただくようお願いする。
- ・ガイドライン作成の参考となるよう、資料を添付しているため参考にしていただきたい。
- ・また、他県への出張は控えていただくようお願いする。
- ・引き続きモニタリングを行い、感染拡大の予兆を察知した場合には直ちに警戒を呼び掛けるとともに、特措法24条9項に基づく措置等の対応を検討することとする。

(木平教育長)

- ・学校の再開についてご説明させていただく。
- ・5月18日に県立学校の臨時休業を解除した上で再開する。
- ・18日から29日までは、各学校で段階的に分散登校を拡大し、現在実施しているオンライン授業と合わせて、効果的な教育活動をしていく。
- ・通常授業は6月1日からとする。
- ・県立学校の感染症対策ガイドラインを策定したことから、これに基づきマスクの着用、手指消毒などの基本的な感染防止対策を行うとともに、分散登校時の20名以下での教室の使用や換気の徹底、教室での3つの密の回避、臨時バスの増便など在校時に加えて登下校時の感染防止対策を徹底する。
- ・夏季休業の短縮も進めており、授業日数の確保と児童の安心安全に取り組んでいく。休業が長期に及んだため、児童・生徒が勉強、人間関係に不安を感じることも考えられることから丁寧に対応をしていく。

(服部危機管理統括監)

- ・ただいまの説明について、質問のある方は挙手をお願いします。

(質疑無し)

議題2 その他

(服部危機管理統括監)

- ・次に、事項2「その他」について、報告事項のある部局は説明をお願いします。

(前田農林水産部長)

- ・県議会で補正予算案を可決いただいた来県延期協力金について、本日から具体的な手続き方法などを県のホームページに掲載をして申請の受付を開始する。申請期限は6月30日までとしている。

- ・このことについて、県内の全市町はもとより、県が有する様々なネットワークを活用し、関係団体、業界等にもご協力いただきながら、広く周知をしていく。
- ・協力金の相談窓口については、観光局とも連携して丁寧に対応していく。
(野呂雇用経済部副部長)
- ・三重県経営向上支援新型コロナ危機対応補助金について、新たに医療保健部と連携して創設した感染防止対策型の受付を開始した。受付は本日5月15日から29日までとしている。
- ・感染防止対策型のコールセンターを11日に設置し、約300件の問い合わせがあったところ。丁寧に対応していくとともに早くお手元に補助金が届くよう迅速に対応していく。
(河口観光局長)
- ・新型コロナウイルス感染症で大きな打撃を受け、営業再開に向けて不安を抱える観光事業者が多くいらっしゃる。まずは安心して旅行いただける観光地の再建が急務であると考えており、県から営業再開に向けて事業者が作成するガイドラインの参考としていただけるような手引きをお示しするなど安全な観光地づくりに向けて事業者に寄り添った対応をしていく。

議題3 知事指示事項

(服部危機管理統括監)

- ・次に知事から「知事指示事項」をお願いする。
(鈴木知事)
- ・指示事項として9点申し上げる。
- ・今回取りまとめた「新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた「三重県指針」をふまえ、県民の皆さんや関係機関の皆さんが感染拡大防止と社会経済活動維持を両立できるよう、きめ細かく関係機関と連携して取り組むこと。
- ・5月5日に「『三重県緊急事態措置』Ver2」を発表して間もないが、本日新たに指針を示すこととなった。指針の趣旨について、県民の皆様にご理解いただけるよう、各部局がそれぞれ持つあらゆるネットワークや広報ツールを駆使して、県民、事業者、関係団体等に対し、早急かつ幅広く周知すること。
- ・「新しい生活様式」が国の専門家会議から示されているが、これを積極的に生活に取り入れていただけるよう幅広く周知すること。また、県職員が率先して実践し、感染症対策に向けた行動変容を引き続き進めていくこと。
- ・本県を含む東海3県については、緊急事態宣言が解除されたが、本県との間で人の往来の多い京都府、大阪府、兵庫県は引き続き対象区域となっている。感染が再び広がらないよう近隣府県ともしっかりと連携し取り組むこと。
- ・県立学校の再開にあたっては、不安もある子どもや保護者もいるので、在校時

及び登下校時の感染防止対策を徹底し、子どもたちの安全・安心をしっかりと確保すること。登校できない児童生徒がいる場合には、一人ひとりに寄り添い丁寧に対応すること。子どもたちの安全・安心と学びの継続の両立に向け、市町や市町教育委員会と連携し、コミュニケーションを図り、取組を進めること。

- 本県は、感染拡大の防止をしながら社会経済活動を再開させるフェーズへと突入した。今後も気を緩めることなく感染症の拡大を防止しつつ、“命”と“経済”の両立に向けて、5月末までに、三重県経済再生への道筋を考えること。検討にあたっては、失われた社会の活力を取り戻す取組、その後の社会変容をふまえ新しい価値を創造する取組など、段階的な対策を立案すること。また、本県の産業の特性や、これまで取り組んできた特色ある取組をベースにしつつ、新型コロナウイルス感染症がもたらした社会の変化や、本県の将来の姿に与える影響をよく見据えて、真に「三重モデル」と言えるものとなるよう、強い意気込みと決意で、各部局とも知恵を絞ること。

- 大きな打撃を受けた観光関連の事業者に寄り添い、今後の営業再開に向けたガイドラインの手引きを5月末までに作成するなど、安全で安心して旅行できる観光地の再建に向けて取り組むこと。

三重県は今回事業者の皆さまに対して休業要請はしないものの、今回お示した指針に書かれているような具体的な感染防止対策を事業所の特性に応じて実施していただくことが前提であるため、各部局、所管の団体と連携し、感染防止対策の徹底について協力を依頼していくこと。

- やむを得ない事情により三重県内に来られる方、単身赴任などで県内在住だが何らかの事情で自家用車が県外ナンバーである方なども、県内にはおられる。このような方々が、不快な思いをしたり、差別や偏見を受けたりすることはあってはならない。

各部局においては、あらゆる機会を活用し、差別や偏見が絶対に行われないよう呼びかけること。

- 新型コロナウイルス感染症への対策が長期化することを念頭に、各所属においては、オンライン会議や在宅勤務等の活用により、感染を防止し接触機会を低減しながらも、業務との両立を図れるよう、より一層、業務体制の見直しを徹底して進めること。

(服部危機管理統括監)

- 各部局において、指示事項に基づいた適切な対応をお願いする。
- 以上で本部員会議を終了する。